

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境保健企画管理 課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全 課長) 清丸勝正(化学物質 審査室長)				
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				目標設定の 考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	13	11	11	11	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	16	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、令和2年度から当面の間目標値を設定しないこととしているが、令和8年度の目標値は、現在取り組んでいる活動のうち、今後のプロジェクト形成が期待されるものを令和4年度実績値に上乗せして設定した。
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	177物質	H28年度	160物質	-	-	180	160	160	-	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数を測定指標として設定した。 ・R4年度からは民間情報受付の試行を開始したため、情報の精査が必要と考えられることから、目標は抑制的に設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 国際協調による化学物質対策事業(仮称) (平成10年度)	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	1, 2, 3	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					0171	
施策の予算額・執行額	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					